

令和6年2月定例会議会

当初補正予算参考資料

目 次

1. 一般会計

【総務費】

- ・ 大学設置調査検討事業費 4
- ・ 定額減税事務費 5

【民生費】

- ・ 児童手当システム改修業務委託費（保健福祉総合システム運営費） 8
- ・ 学童保育事業費 9

【土木費】

- ・ 堀川内水対策事業費（堀川内水対策放水路整備工事費） 10
- ・ **【国1次補正等】** 中央通り再編事業 12
- ・ **【国1次補正】** スマートシティ実装化事業 13

【教育費】

- ・ **【国1次補正等】** 高花平小学校改築整備事業費 15
- ・ **【追加交付】** 大規模改修事業費（小中学校） 16
- ・ **【国1次補正】** その他施設整備費（小学校） 17

2. 特別会計

国民健康保険特別会計

- ・ 国民健康保険特別会計 18

大学設置調査検討事業費

1. 目的

J R 四日市駅周辺ターミナル空間を整備するにあたり、立地適正化計画における中心拠点への誘導施設の一つとして、まちの活性化や賑わいを創出するとともに、本市の特性に応じた地域で活躍できる人材を育成するため、J R 四日市駅前への大学の設置に向け、駅前広場の再編を含め施設の配置等を検討する。

2. 内容

J R 四日市駅前への大学の設置を検討するにあたり、令和6年2月16日に、「J R 四日市駅前における三重大学新教育研究拠点の設置に向けた検討着手の連携協定」を三重大学と締結した。これにより、令和5年度策定予定の「四日市市大学設置に係る基本構想」の具体化に向け、学部構成、定員等の検討と併せて、駅前広場の再編を含めた施設の規模、配置等の施設に関する基本計画を策定する。

なお、その他の学校法人との協議については引き続き実施していく。

○主な検討内容

- (1) J R 四日市駅前における大学等拠点施設、駅前広場等の配置検討
- (2) 学部・学生数に応じて必要となる床面積等建物の検討
- (3) J R 東海等関係機関との協議
- (4) 拠点施設に設ける大学以外の機能の検討
- (5) 施設整備手法及びスケジュールの検討
- (6) 概算事業費の算出

上記の検討にかかる支援、資料作成等の委託を行う。

3. 補正予算額

18,000千円 (財源内訳) 一般財源 18,000千円

定額減税事務費

1. 目的

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の一環として、納税者（※所得制限有り）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する。

2. 内容

令和6年度個人住民税1万円（納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき）の定額減税を適正、確実にできるよう税務システムの改修を実施する。

【(参考) 個人住民税における定額減税制度概要】

(1) 対象者について

- 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者（給与収入のみの方の場合は概ね給与収入2,000万円以下の納税者）
※均等割のみ課税の方は対象とならない。

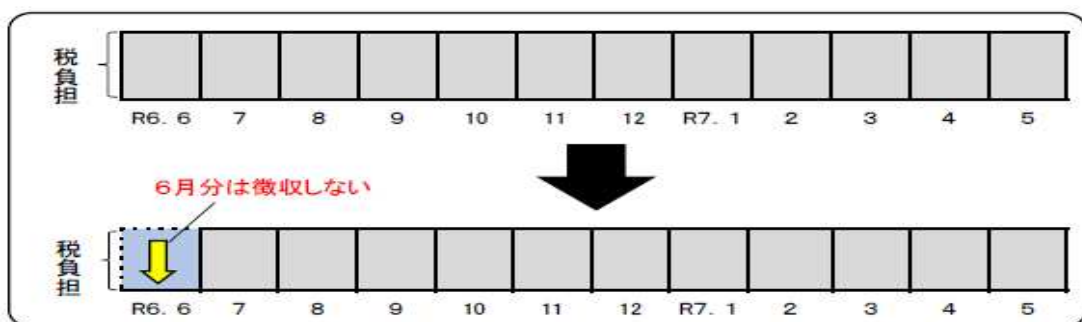
(2) 定額減税額の算出について

- 控除額は以下の金額の合計額となるが、その合計額がその方の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。
 - ①本人1万円
 - ②控除対象配偶者又は扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）1人につき1万円
- 定額減税額の市民税、県民税所得割額の按分について、定額減税額1万円の内訳は（市民税：6,000円、県民税：4,000円）となる。

(3) 徴収区分ごとの減税の実施方法

給与所得に係る特別徴収

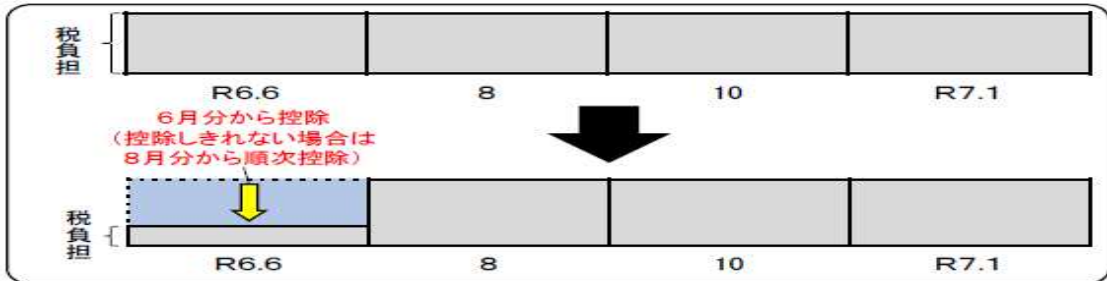
- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収する。



※合計所得金額1,805万円超の方や均等割のみ課税者などの定額減税が適用されない方は、通常どおりの徴収方法による。

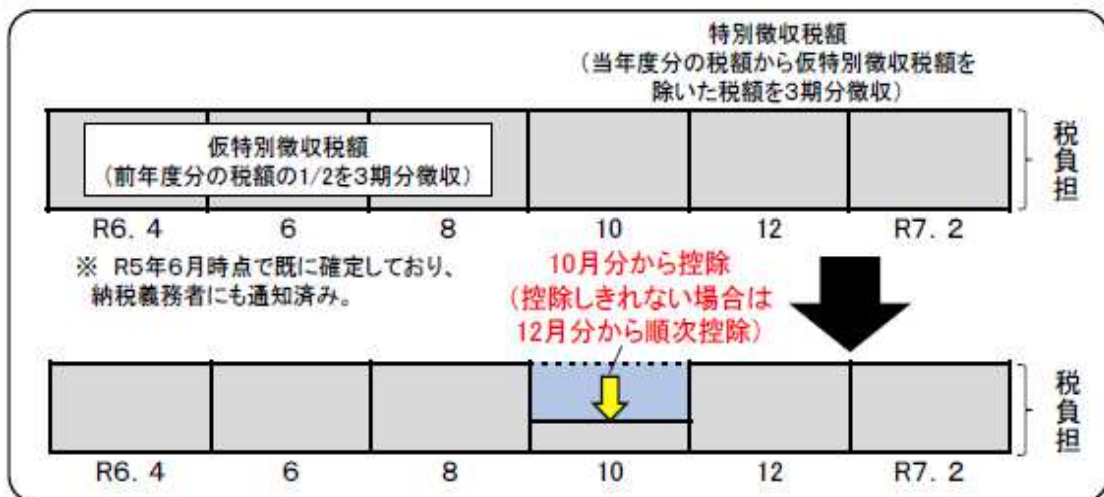
普通徴収（事業所得者の方など）

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除する。



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除する。



3. 補正予算額

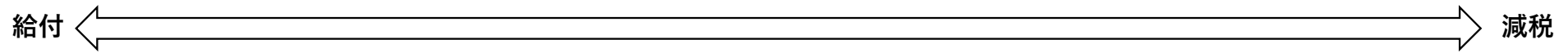
12,100千円 (財源内訳) 国庫支出金(10/10) 12,100千円

【参考】所得税における定額減税の実施方法について

(納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき3万円)

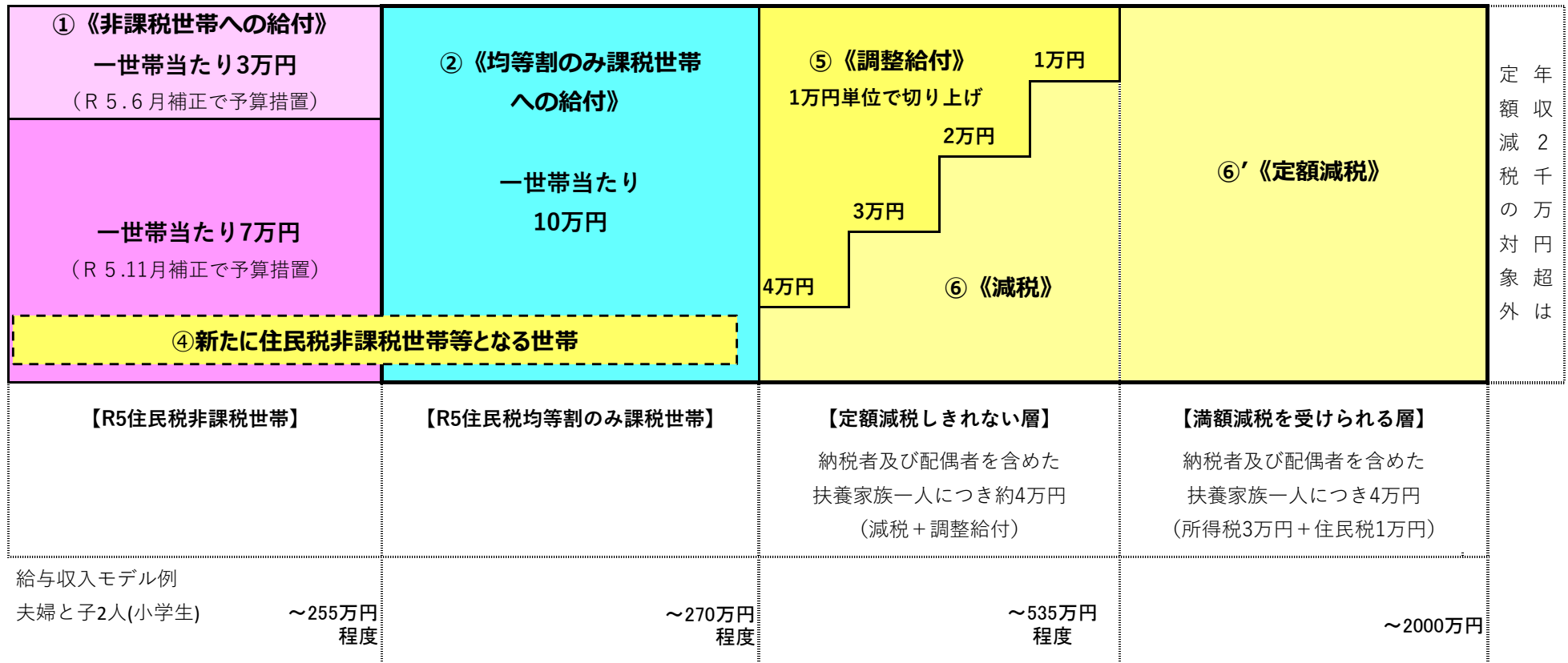
- 給与所得者：令和6年6月1日以後で、賞与を含む最初の給与等から順次控除。
- 公的年金受給者：令和6年6月1日以後で、最初に受給される年金額から順次控除。
- その他の所得者：確定申告において適用される。

○給付金・定額減税一体措置（イメージ図）



③ 《こども加算》
 18歳以下の扶養児童一人当たり5万円
 (R5住民税非課税世帯及びR5住民税均等割のみ課税世帯)

+



児童手当システム改修業務委託費 (保健福祉総合システム運営費)

1. 目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 内容

令和5年12月22日に国から示された「こども未来戦略」に基づき、令和6年2月16日に閣議決定された少子化対策関連法の改正案に伴う児童手当法の改正に向けて、児童手当の支給に係るシステム改修を実施する。

○改正の内容（令和6年10月分の児童手当から）

- ①受給者の所得制限の撤廃
- ②手当支給月の変更
年3回（6月・10月・2月）から年6回（偶数月）
- ③対象年齢の拡大 15歳年度末までから18歳年度末まで
- ④第3子加算の増額 15,000円から30,000円
- ⑤第3子加算の基準になる第1子目の年齢の変更
18歳年度末から22歳年度末まで

○今後のスケジュール

令和6年4月 システム改修業務委託契約
令和6年8月 拡大対象受給者及び児童の抽出並びに申請勧奨
令和6年9月 申請受付及びシステムへの申請情報の入力開始
令和6年12月 令和6年10・11月分支給

3. 補正予算額

11,319千円（財源内訳）国庫支出金(10/10) 11,319千円

学童保育事業費

1. 目的



学童保育所の安定的な運営を図るため、令和5年12月22日に国から示された「こども未来戦略」に基づき、運営費補助金に対し、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額が創設される予定であることから、本市においても、条件に該当する学童保育所の運営費を嵩上げするため増額補正を行う。

2. 内容



「放課後児童支援員資格を有する常勤職員を2名以上配置する場合」の補助基準額を創設することで、職員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるよう、また、長期に安定した雇用が確保されるよう学童保育所を支援する。

(※放課後児童支援員：都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了したもの。)

【イメージ】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額 (1支援の単位当たり年額)
現行	放課後児童支援員(常勤・非常勤問わず)を <u>2名以上</u> 配置する場合	常勤 又は 非常勤 →   ← 常勤 又は 非常勤	4,868千円



創設	<u>常勤の放課後児童支援員を2名以上</u> 配置する場合	2名とも常勤  	6,552千円
----	--------------------------------	---	---------

(1) 対象施設 40 クラス

(2) 積算式 6,552千円(創設) - 4,868千円(現行) = 1,684千円(差額)
 1,684千円(差額) × 40 クラス = 67,360千円

当初予算額①	補正予算額②	補正後の予算額③ (①+②)
826,177千円	67,360千円	893,537千円

3. 補正予算額

67,360千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/3) 22,453千円
 県支出金(1/3) 22,453千円
 一般財源 22,454千円

堀川内水対策事業費
(堀川内水対策放水路整備工事費)

1. 目的

三重県が行う三滝川分派整備に合わせ、海蔵川へ流入する準用河川堀川の内水対策を実施する。

2. 内容

堀川内水対策事業のうち、放水路整備工事において、整備に必要となる用地取得に遅れが生じ、令和7年度までの完成が見込めなくなったこと、また、限度額に変更が生じたことから、令和5年度予算の減額補正及び債務負担行為の廃止と併せて、改めて、下表のとおり令和6年度予算の減額補正及び令和6年度から令和8年度までの債務負担行為を設定する。

・放水路工 L=310m

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補正前	150,000	670,000	440,000	—
補正後	0	150,000	670,000	740,000

3. 補正予算額

△ 520,000千円

(財源内訳) 市債 △ 520,000千円

4. 債務負担行為(追加)

・堀川内水対策放水路整備工事費

限度額 1,410,000千円

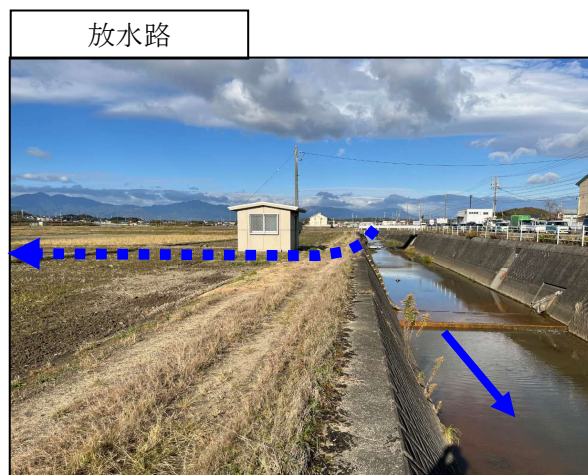
(総事業費

1,560,000千円)

期間 令和6年度から令和8年度まで

○スケジュール

	年度	令和6年度												令和7年度												令和8年度											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
入札手続き(総合評価)		←	→																																		
仮契約				●																																	
本契約							●																														
工事(放水路整備)							←																												→		



【国1次補正等】中央通り再編事業

1. 目的

近鉄四日市駅・JR 四日市駅周辺において、駅前広場等も含めた中央通りの再編により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図る。

2. 内容

国の補正予算等に伴い、四日市市民公園の整備および円形デッキ工事について追加の交付を得られたことから、補助事業費の減額補正を行う。

(単位：千円)

	補正前	補正額	補正後	補正内容
補助事業	2,628,300	△238,000	2,390,300	四日市市民公園工事 円形デッキ工事
単独事業	715,232	-	715,232	
協議会事業	594,550	-	594,550	
計	3,938,082	△238,000	3,700,082	

3. 補正予算額

△238,000千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △119,000千円
市債 △107,100千円
その他特財 △11,900千円
(都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

(内訳)

・中央通り再編事業費(補助事業費)

△238,000千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △119,000千円
市債 △107,100千円
その他特財 △11,900千円
(都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

【国1次補正】スマートシティ実装化事業

1. 目的

中央通り再編にあわせて、「四日市スマートリージョン・コア実行計画」に位置づけたスマートサービスの早期実装により、公共交通の利用促進や中心市街地の賑わい創出を図る。

2. 内容

国の補正予算に伴い、スマートサービスの実装について追加の交付を得られたことから、補助事業費の減額補正を行う。

併せて、国補助金の受け皿となる四日市スマートリージョン・コア推進協議会への負担金についても減額補正を行う。

(単位：千円)

	補正前	補正額	補正後	内容
補助事業	86,910	△45,636	41,274	スマートサービスの実装
単独事業	-	-	-	
協議会事業	36,910	△30,636	6,274	
計	123,820	△76,272	47,548	

スマートシティ実装化支援事業における3カ年の取組

	R5年度		R6年度～R7年度
	補正前	追加補正	
①利活用空間活性化ツールの構築	<ul style="list-style-type: none"> スマート・インフラの整備 (AIカメラ) ダッシュボード案の構築 3者(市民・行政・事業者)向けサービスの展開 	<ul style="list-style-type: none"> AIカメラの調整 ダッシュボード及び3者向けサービス(ポータルサイト)の運用 	<ul style="list-style-type: none"> スマート・インフラの整備(デジタルサイネージ) サービス展開・実装(スマホ、デジタルサイネージ等への公開) ダッシュボード完成・実装
②四日市版MaaS(Phase-1)の構築	<ul style="list-style-type: none"> 次世代モビリティ(自動運転、パーソナルモビリティ)予約システムのアップデート デジタルスタンプラリーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代モビリティと地域交通との連携の実証実験 	<ul style="list-style-type: none"> MaaS(Phase-1)の実装(飲食店等の地域民間サービスとの連携等)
③バーチャル空間におけるコミュニケーション・ツールの構築	<ul style="list-style-type: none"> 中央通りの沿道空間活用の基礎調査・検討 バーチャルYOKKAICHIのアップデート、市民参加型利活用促進(メタバース) 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道空間利用希望者と空間のマッチングを促進するための「沿道空間利用マネジメントシステム」の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続し、適宜システムのアップデート・実装
④中央通りにおける3D都市モデルを活用したプランニング/マネジメント・ツールの構築	<ul style="list-style-type: none"> 先行街区内の一部範囲におけるデジタルインフラ台帳(地下埋設物の3D可視化)作成 		<ul style="list-style-type: none"> 中央通り全体のデジタルインフラ台帳(地下埋設物の3D可視化、植栽・樹木のDX管理等)の整備、活用方法の検討と実装 人流測定結果を活かした中央通り公共空間計画のためのシミュレーションツール構築・実装

3. 補正予算額

△76,272千円 (財源内訳) その他特財 △76,272千円
(四日市スマートリージョン・コア推進協議会受託費)
(都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

(内訳)

・スマートシティ実装化事業費(補助事業費)
△45,636千円 (財源内訳) その他特財 △45,636千円
(四日市スマートリージョン・コア推進協議会受託費)

・四日市スマートリージョン・コア推進協議会負担金
△30,636千円 (財源内訳) その他特財 △30,636千円
(都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

【国1次補正等】高花平小学校改築整備事業費

1. 目的

高花平小学校の校舎の一部については、屋内廊下がなく、児童はベランダを廊下として使用しているため、教室間の段差や便所の配置等、改築を行わなければ解消できない様々な課題がある。これらの課題を解消するために、校舎を改築するとともに運動場整備を行うことで、学習環境の充実・改善を図る。

2. 内容

国の交付金の追加交付及び国の第1次補正予算に伴い、令和6年度当初予算に計上した運動場整備工事費を令和5年度に前倒して計上するため、減額補正を行う。

3. 補正予算額

△100,000千円	(財源内訳)	国庫支出金(1/2・1/3)	△10,993千円
		市債	△66,600千円
		一般財源	△22,407千円

【追加交付】大規模改修事業費（小中学校）

1. 目的

良好な学習環境の確保と施設の長寿命化を図るため、校舎及び屋内運動場の大規模改修、長寿命化改修または保全改修を行う。

2. 内容

国の交付金の追加交付に伴い、令和6年度当初予算に計上した工事費を令和5年度に前倒して予算計上するため、減額補正を行う。

3. 補正予算額

△889,253千円（財源内訳）	国庫支出金(1/3・2/7)	△119,218千円
	市債	△603,000千円
	一般財源	△167,035千円

【国1次補正】その他施設整備費（小学校）

1. 目的

良好な学習環境を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など、計画的な整備を行う。

2. 内容

国の第1次補正予算に伴い、令和6年度当初予算に計上した内部東小学校及び富田小学校教室改修工事を令和5年度に前倒して予算計上するため、減額補正を行う。

3. 補正予算額

△119,768千円	(財源内訳) 国庫支出金(2/7)	△14,737千円
	市債	△78,500千円
	一般財源	△26,531千円

国民健康保険特別会計

1. 目的

国民健康保険法施行令の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、四日市市国民健康保険条例を一部改正し、保険料の賦課限度額の引上げ及び保険料の軽減対象世帯に係る判定所得基準額の引き上げを行う。これに伴い、令和6年度当初予算のうち、関係する部分を補正する。

2. 内容

(1) 保険料の賦課限度額の改定（条例第13条の6の10）

【歳入補正額】 15,676千円

後期高齢者支援金等賦課に係る賦課限度額を引き上げる。

項 目	改正前	改正後
基礎賦課限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金賦課限度額	17万円	17万円
計	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>

(2) 保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の改定（条例第17条）

【歳入補正額】 △6,262千円

軽減割合	改正前	改正後
5割	43万円 + <u>29万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>29.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	43万円 + <u>53.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <u>54.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3. 繰入金への影響

(単位：千円)

	令和6年度 当初予算額	所要見込額	補正額	備考
一般会計 繰入金	2,053,447	2,066,006	12,559	軽減対象の判定所得基準 額の引き上げ
基金 繰入金	11,086	0	△11,086	保険料・一般会計繰入金 の増
合計	2,064,533	2,066,006	1,473	

4. 補正予算の内容（一般会計及び国民健康保険特別会計）

一般会計			国民健康保険特別会計		
【歳入】 (単位：千円)			【歳入】 (単位：千円)		
款	補正額	内訳	款	補正額	内訳
国庫支出金	2,995	国民健康保険保険基盤安定 負担金(1/2) 2,995	国民健康保険料	9,414	国民健康保険料 9,414
県支出金	6,425	国民健康保険保険基盤安定 負担金(3/4・1/4) 6,425	繰入金	1,473	一般会計繰入金 12,559 基金繰入金 △11,086
一般財源	3,139	一般財源 3,139	計	10,887	
計	12,559				
【歳出】			【歳出】		
款	補正額	内訳	款	補正額	内訳
民生費	12,559	保険基盤安定繰出金 12,559	基金積立金	10,887	準備金積立金 10,887
計	12,559		計	10,887	